小型充電式電池の分別

収集物の中に入っていた小型充電式電池による収集車や処理施設の火災事故が各地で発生しています。

小型充電式電池などは、分別カレンダーに従って適正に処理してください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

宅配便によるパソコン・小型家電等の回収

宅配便によるパソコン・小型家電の回収を行っています。パソコンや小型家電類を処分する場合はぜひご利用ください。

詳しくは、町ホームページまたは協力事業者であるリネットジャパンリサイクル㈱ホームページをご確認ください。

使用済インクカートリッジの回収

リサイクル推進のため使用済のインクカートリッジの回収を行っています。

役場正面玄関付近に回収箱を設置しています。ぜひご利用ください。

注意事項

▼リサイクルカートリッジは、専用回収箱に入れてください。

▼箱やビニール袋は専用の箱に入れてください。

▼トナーカートリッジは回収不可。

会計課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0822

埼玉県収入証紙の窓口販売終了

埼玉県の収入証紙制度が廃止され、新たにキャッシュレス決済による支払方法に変更されます。決済方法変更後は、手数料を納入する行政機関窓口でのキャッシュレス支払となり、原則、現金でのお支払いは受付できません。

制度の廃止に伴い、嵐山町役場会計課及び埼玉縣信用金庫役場派出所での販売も終了します。詳細は埼玉県ホームページをご確認ください。

※国の収入印紙とは異なります。ご注意ください。

【キャッシュレス決済開始日】
10月2日(月)　※予定

【県収入証紙販売終了期日】
12月末日

※嵐山町役場会計課及び埼玉縣信用金庫役場派出所での販売は、12月28日(木)で終了。

【県収入証紙利用終了期日】
令和6年3月末日

【県収入証紙の還付期日】
令和10年12月末日

【キャッシュレス決済方法】
①窓口申請(窓口でのキャッシュレス端末による支払手続)クレジットカード、電子マネー、コード決済、デビットカード
②電子申請(「埼玉県電子申請・届出サービス」による来庁不要の支払手続)クレジットカード、ペイジー
※①・②ともに使用可能なクレジットカード等の種類については、埼玉県ホームページをご覧ください。

問 埼玉県出納総務課
TEL048-830-5739

上下水道課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0728

水道の開栓・閉栓の届出はお早めに

次の場合、事前に申請手続きが必要となります。

①転入、転居等により、水道を使用されるとき
②転出、転居等により、水道を止めたいとき
③家屋の増改築や、長期間不在等により、一時的に水道を止めたいとき
④水道の所有者や使用者に変更があるとき

※②、③の場合で届出がない場合、使用の有無に関わらず基本料金がかかりますのでご注意ください。

受付時間
8時30分～17時15分
※土日・祝日の水道の開栓・閉栓に係る受付及び作業は行っておりません。

企業支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0720

基礎から始めるビジネスマナー講座を開催します

日 10月6日(金)　10時～12時
場 小川町民会館リリックおがわ　2階会議室1・2
内 ご自分のビジネスマナーに不安がある方は必見の講座です。今更聞けないビジネスマナーを学び、自信をつけましょう。
対 就職を希望する女性
料 無料
申 9月1日(金)9時30分からホームページより申込みが可能です。
共催 小川町・嵐山町・埼玉県女性キャリアセンター
問 埼玉県女性キャリアセンター
TEL048-601-5810

起業・副業セミナーを開催します

日 10月12日(木)　10時～12時
※希望者は、セミナー終了後個別相談可能
場 小川町民会館リリックおがわ　2階会議室1・2
内 起業に向けての基礎知識をわかりやすく解説します。
対 これから起業を考える方
料 無料
申 9月1日(金)から、電話・FAXで申込みが可能です。
主催 小川町・嵐山町・創業・ベンチャー支援センター埼玉
問 小川町役場　にぎわい創出課　企業支援グループ
TEL0493-72-1221

農政課からのお知らせ

問 TEL0493-59-6671

山林をお持ちの皆さまへ

山林の適正な管理をお願いします。

林内の見通しをよくすることで、防犯上の問題を起きにくくする効果があります。竹や立木が道路に倒れると通行の危険がありますので、所有する山林の枯損木等の状況確認をお願いします。

また、山林の立木を伐採する際は町への事前の届出(伐採届)が必要になります。笹等の下刈りのみの場合は不要です。

届出期間
伐採する90日から30日前まで

提出場所　農政課

他　届出用紙は農政課にあります。

農業委員会からのお知らせ

問 TEL0493-59-6671

農地を転用する場合には許可が必要です

農地の転用とは、農地を耕作目的以外の用途(宅地、山林、道路、資材置場、駐車場等)に使用する場合必要な手続きです。農地の所有者自らが農地転用を行う場合、農地を持っていない人などが転用する目的で農地を買ったりする場合等です。

無断転用した場合には、農地への原状回復等の是正指導等が行われます。

農地の転用にはさまざまな条件があり、条件を満たさないと転用はできません。事前に農業委員会へご相談ください。毎月、10日が締め切りとなっています。

農地の適正な管理をお願いします

農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力がかかってしまいます。加えて荒れた農地は、雑草の繁茂(はんも)や病害虫の発生など周辺の環境悪化へもつながりますので、農地の適正な管理をお願いします。また、立木等の枝が隣地や隣接道路との境界を越えないように、管理をお願いします。

農地等への土砂等の堆積の話にご注意ください

「草刈りをして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」などと巧みに話を持ちかけ同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して農地等に土砂等を堆積する事例が埼玉県内で発生しています。土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂の堆積が行われた場合、その責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

まちづくり整備課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0721

地区計画の原案の縦覧について

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第16条第2項に基づく、嵐山町地区計画等の案の作成手続きに関する条例により、地区計画等の原案を次のとおり縦覧します。

○地区計画等の原案の縦覧

縦覧内容　花見台地区地区計画変更の原案

縦覧期間　9月4日(月)～19日(火)(土・日・祝日を除く8時30分から17時15分)

縦覧場所　まちづくり整備課

○原案に対する意見書の提出

対　花見台地区地区計画区域内の土地所有者及び利害関係人

提出先　まちづくり整備課

提出期限　9月26日(火)17時15分まで(期日必着)

問 まちづくり整備課　都市計画担当
※原案については町ホームページでもご覧になれます。